

平成19年4月27日  
消 防 庁

## 再生資源燃料等の安全の確保に係る調査検討報告書の公表

平成15年に三重県で発生したRDF（ごみ固形燃料）爆発事故を踏まえ、政令の改正により平成16年7月に消防法の指定可燃物に「再生資源燃料」が新たに指定され、安全対策等は、市町村条例で定めることとなりました。しかし、再生資源燃料のうち、RDF（Refuse Derived Fuel：生ゴミやプラスチックゴミなどの廃棄物から作られる固形燃料）やRPF（Refuse Paper & Plastic Fuel：古紙と廃プラスチックから作られる固形燃料）の一部以外の再生資源燃料や再生資源燃料に類似する物品については、詳細な物性が明らかになっていませんでした。

このため、消防庁では、昨年6月より、「再生資源燃料等の安全の確保に係る調査検討会」を開催し、現有する再生資源燃料等の実態把握や必要な安全対策について調査検討を進めてまいりました。

この度、調査検討結果報告書に取りまとめられましたので、公表します。

### <別添資料>

1. 再生資源燃料等の安全の確保に係る調査検討報告書概要(別添1)
2. 再生資源燃料等の安全の確保に係る調査検討報告書(別添2)
3. 指定可燃物について(別添3)
4. 三重ごみ固形燃料発電所爆発事故概要(別添4)

### 連絡先

危険物保安室 白石補佐  
佐藤係長

TEL 03-5253-5111(代表)

内線 7702・7715

TEL 03-5253-7524(直通)

FAX 03-5253-7534